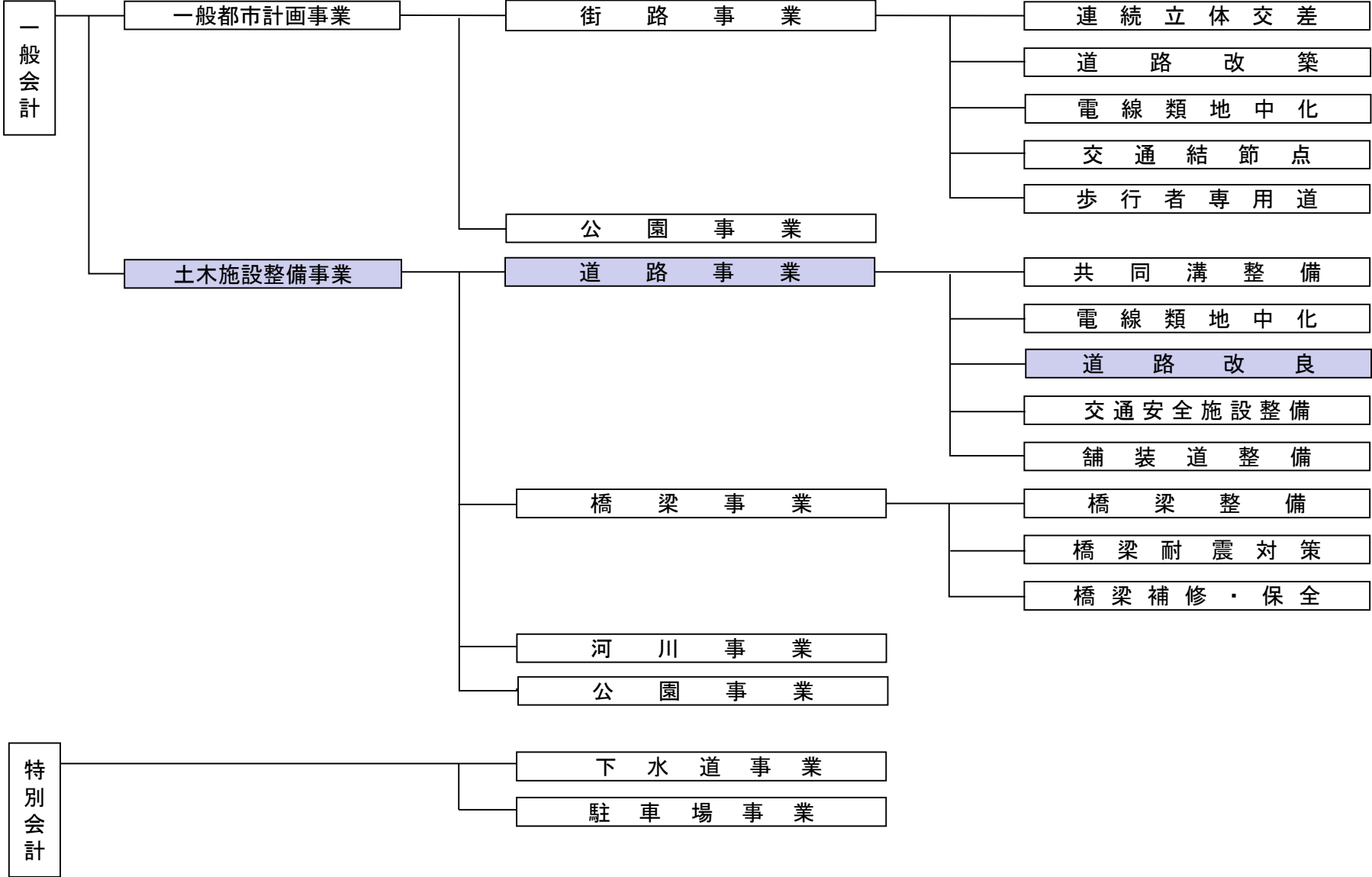


道路事業 実施状況説明資料

・市道西成区第369号線

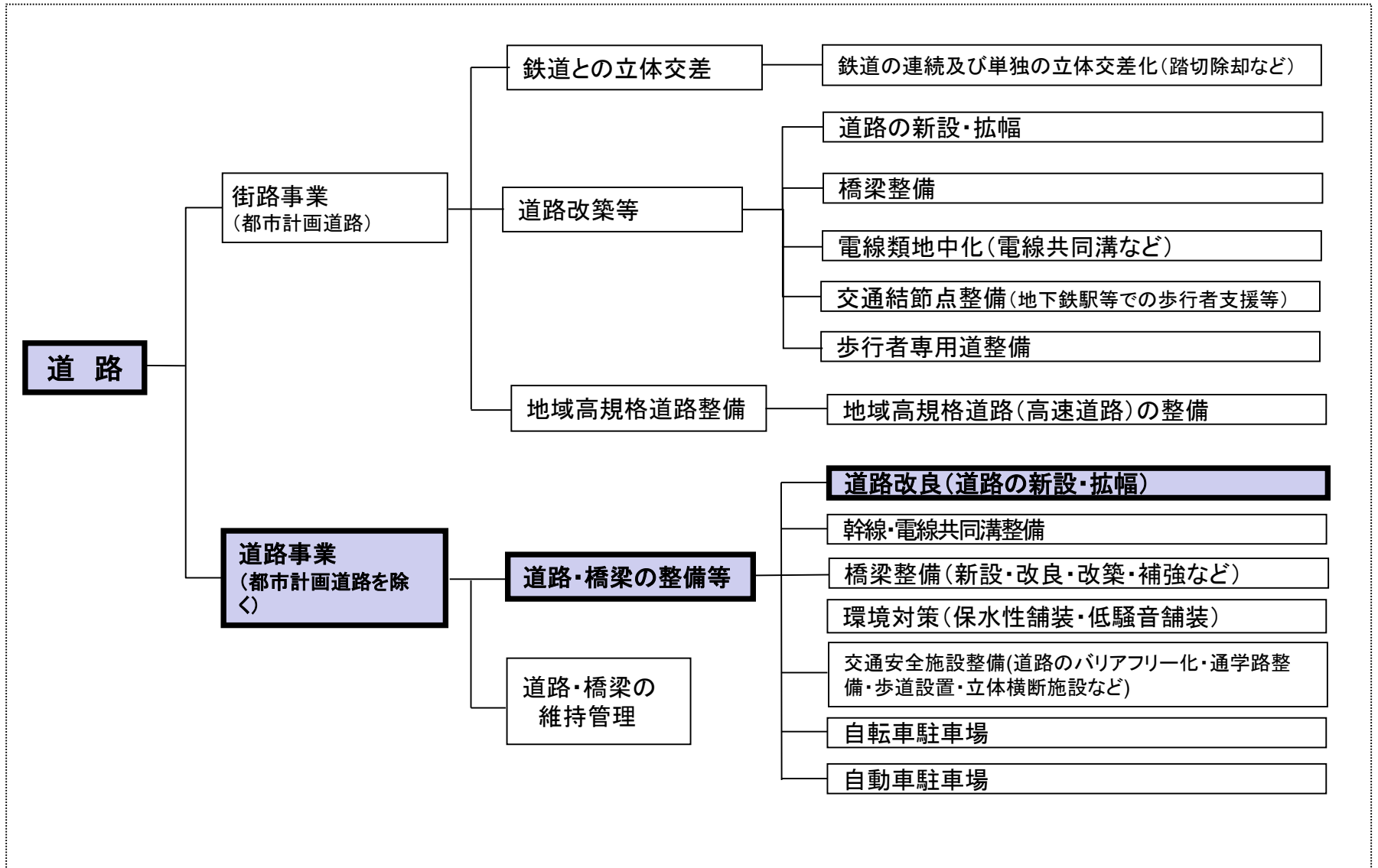
令和3年10月
建設局

建設局事業の体系



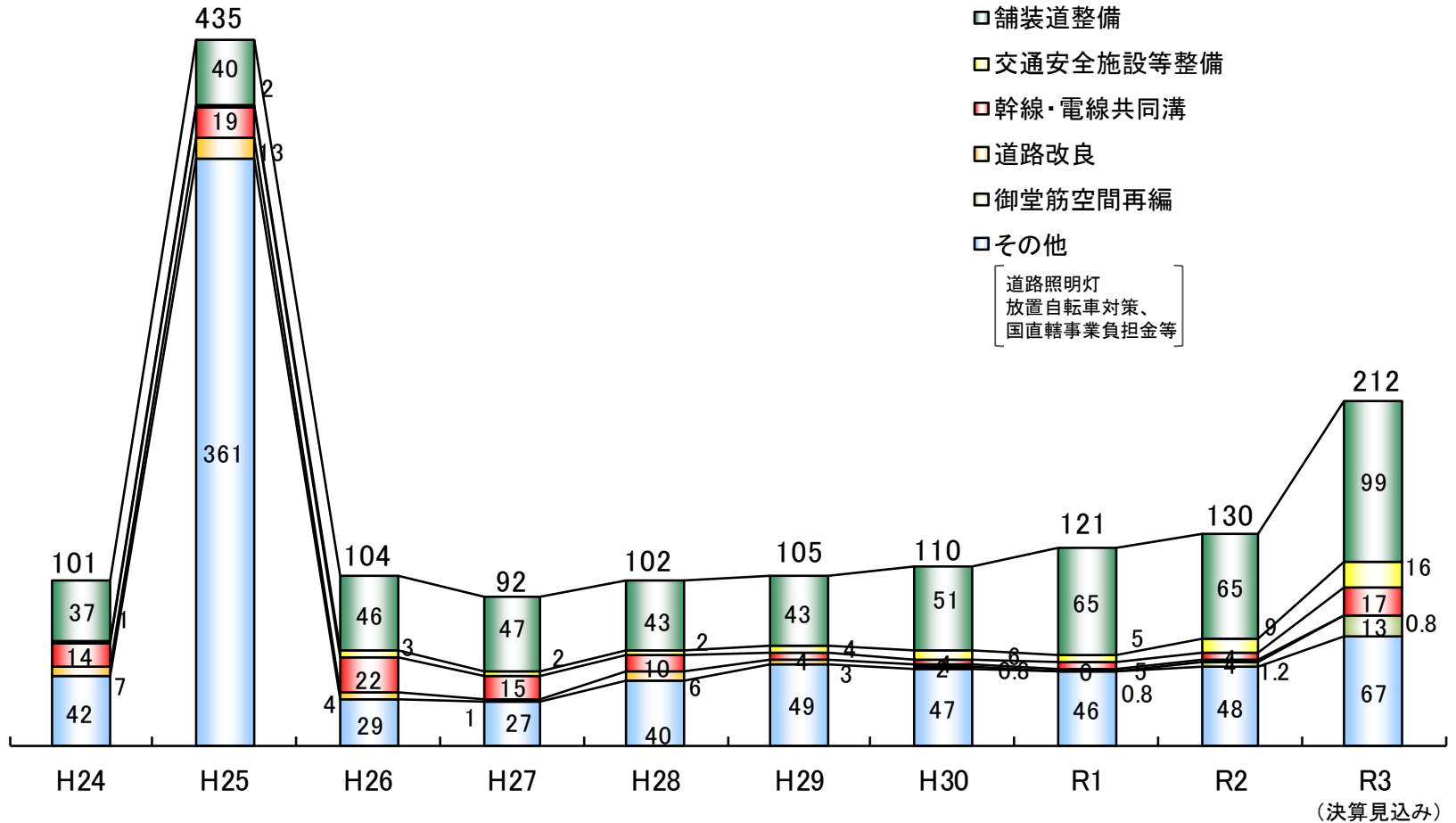
道路に関わる事業の種類

一般に道路の整備は、事業制度面から、都市計画法に基づき施行する街路事業と、道路法に基づき各々の道路事業者が施行する道路事業とに大きく区分される。









道路事業費(決算額)の推移(10年間)

道路事業費(決算額)の推移を示す。このうち道路改良について、令和3年度の決算見込みは約0.8億円となっており、平成24年度の決算額の約11%となっている。

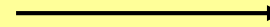


道路改良事業の目的

道路改良事業とは、生活道路をはじめとしたすべての道路(都市計画道路などを除く)における、交通の隘路や行き止まりとなっている区間を対象に、用地取得を行うことにより道路改良(拡幅・新設)を行い、交通の安全と円滑化や防災空間を確保し、市民生活の利便性・安全性・快適性の向上を図るものである。

課 題	道路の状態	
①街区狭隘	1街区全体が、前後の街区に比べ狭く隘路となっている。	
②地域分断	鉄道等により地域が分断されている。	
③変形交差点	交差点形状が変形しており、視距不良となっている。	
④一部狭隘	街区の一部が狭く、隘路となっている。	
⑤屈 曲	道路線形が著しく屈曲している。	
⑥分 断	行き止まり道路となっている	

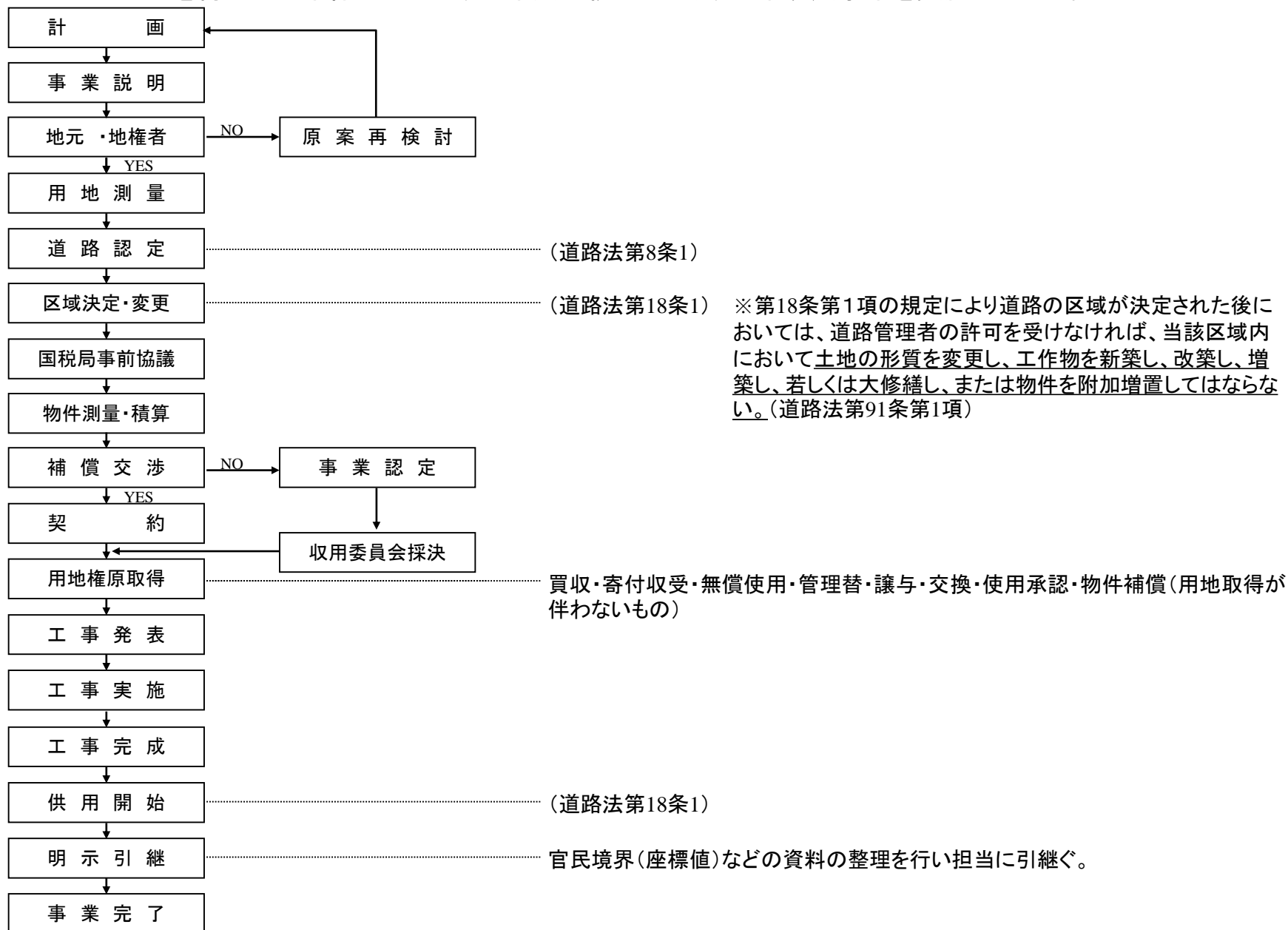
新設・拡幅による改良



市民生活の
・利便性
・安全性
・快適性の向上

道路改良事業の実施手順

地元の合意を得られた路線について、道路法手続きにより、道路改良事業を実施している。



上位計画等における位置づけ

【一般道路整備計画】

大阪市内における一般道路の改良は、昭和45年度の「MILE道路計画」を踏まえ、昭和63年に「一般道路整備計画」を策定し、整備促進を図ってきた。その後、社会情勢の変化や維持管理主体の事業方針の転換に備えて平成18年に一般道路整備計画の見直しを行い、事業の集中化、重点化を図りながら事業を実施している。

年度	状況				改良箇所数
昭和45年	・MILE道路計画策定				320km + 80箇所
昭和63年	・一般道路整備計画策定 ⇒認定道路を対象に改良箇所を見直し				838箇所
平成16年	・一般道路整備計画を優先順位付け				/
	事業継続箇所		完了扱い箇所		
	○	△	×	済	
	・既に事業中	・整備要 ・緊急性無	・他事業に移行 ・整備不要	・改良事業により改良済 ・他事業により改良済	
	45	403	355	35	
	448		390		838箇所
平成18年	・上記を時点修正				/
	500⇐52箇所を追加 (事業中26路線、他事業関連7路線、 事業化検討29路線)		390		

事業中路線 26路線
(R3.3.1 現在)

①重点化路線 6路線

- ・生野南北線
- ・住吉八尾線
- ・西成区第369号線
- ・東淀川区第307の20号線
- ・平野区第1468号線
- ・茨田第16号線

②その他路線 20路線

③事業完了路線 3路線

- ・西成区第8304号線
- ・生野東西線
- ・住之江区第627号線

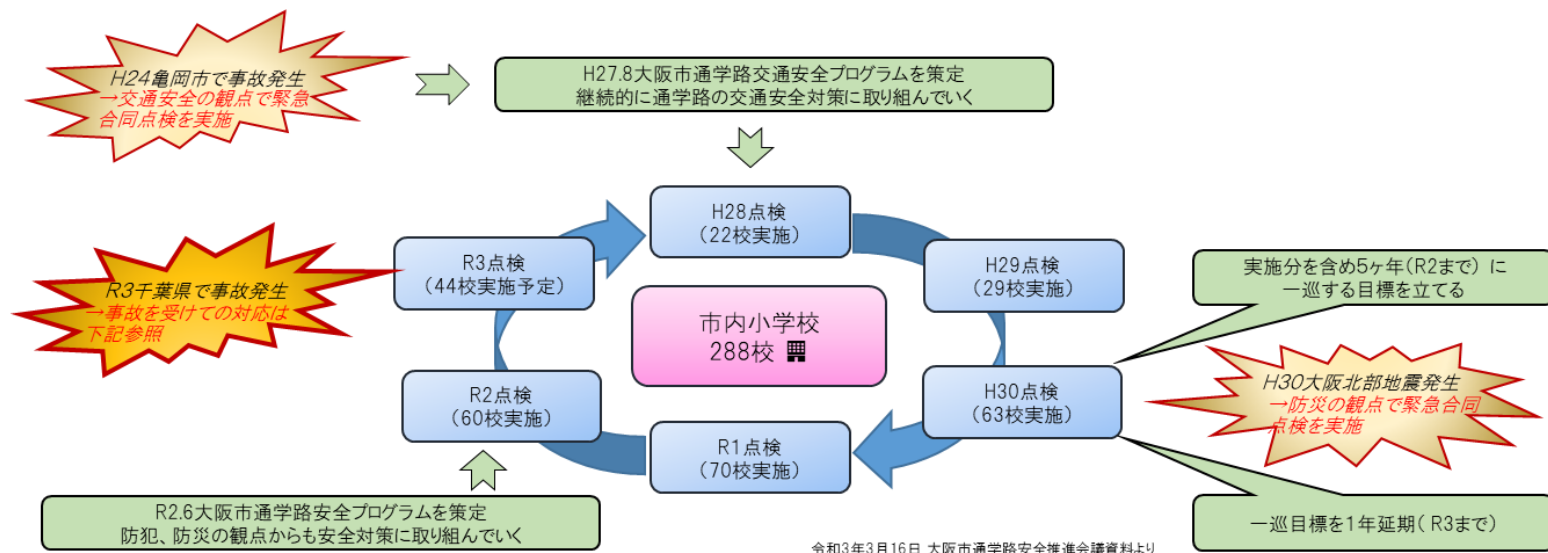
※地域住民の合意が得られた路線より事業化を行い、緊急性の高い路線から予算化している。

上位計画等における位置づけ

【大阪市通学路交通安全プログラム】

平成24年4月に亀岡市において、軽自動車に登校中の児童に突っ込む事故が発生したことから、通学路において「交通安全」の観点による緊急合同点検を実施、引続き継続した取組みを行うよう平成27年度に「大阪市通学路交通安全プログラム」を策定し、通学路の「交通安全」対策に取り組んできた。

令和2年6月からは、「交通安全」の観点に「防犯」や「防災」の観点を加え、「大阪市通学路安全プログラム」として、危機管理室や都市計画局とも連携を図り、通学路の安全点検を実施している。



千葉県八街市で発生した事故を受けた対応

令和3年6月28日 登校中の児童にトラックが突っ込み5人が死傷する事故が発生。

6月30日 政府において交通安全対策に関する関係閣僚会議を開催、「通学路の総点検を改めて行う」と表明

7月14日 大阪市教育委員会より、各小学校に対して、「大阪市通学路安全プログラム」による交通安全点検(自主点検)を8月31日までに実施するよう依頼

7月30日 国土交通省等より都道府県市へ、通学路における合同点検等の結果等の報告について事務連絡

9月 9日 「大阪市通学路安全推進会議」の開催

対応方針: 平成28年から未だ合同点検を実施していない小学校を対象に合同点検を実施(通常対応)

上記に加え、過去の合同点検では確認していない(新たな)危険箇所があれば、その箇所について合同点検を実施(事故を受けての対応)

重点化の考え方

以下の選定基準に従い、「緊急性が高く、集中的に整備を図る必要のある箇所」として早期に対策が必要な路線を選択し、与えられた予算内において投資を集中させ、事業を実施していく。

■ 緊急的に改良が必要となる箇所の選定基準

- ・交通事故の発生の危険性が極めて高い
- ・緊急車両などの進入が極めて困難である
- ・バスなどの通行の著しい障害がある など

■ 「緊急性が高く、集中的に整備を図る必要のある箇所」での事業

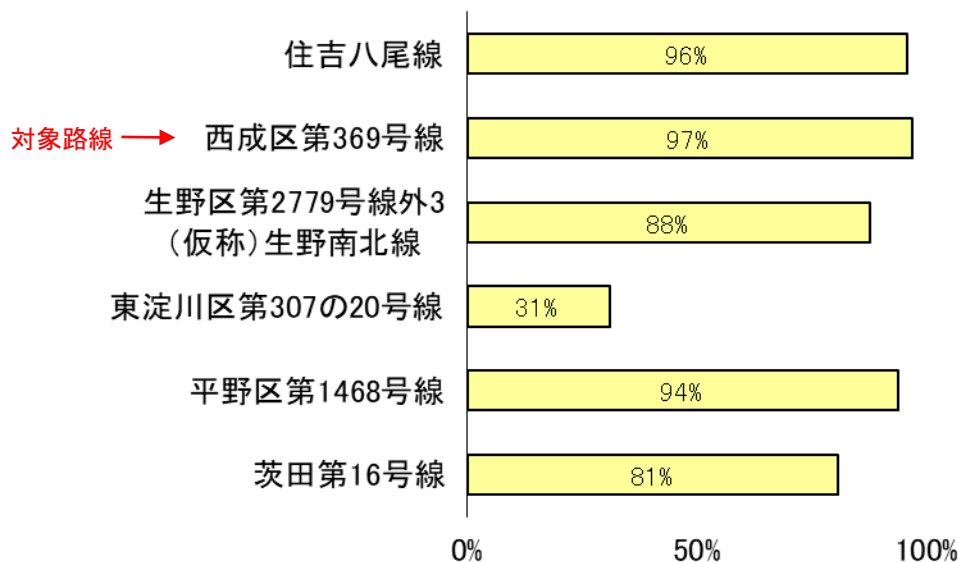
- ・緊急車両の円滑な通行確保
- ・歩行者の安全対策(特に通学路)
- ・一般車両の安全な走行の確保(特に公共交通機関の経路)

【道路改良事業として】

- ・投資を集中させることで、当該路線における事業の早期完成ならびに事業効果の早期発現を図る。
- ・現在、選択した6路線について重点的に事業を実施している。(うち1路線は住宅関連事業として実施)



重点化路線の用地取得状況(面積ベース) ※R3年3月末現在



《道路改良事業の進捗現状》

- ・買収条件に関して地権者の了解が得られにくく、用地取得が進展しない傾向がある。
- ・用地取得の進捗を図るため、鋭意、権利者との交渉を進めるとともに、用地取得済み区間の道路整備を行い、事業効果の早期発現を目指す。

《その他路線の対応》

- ・その他の事業中路線においては、当面の間は権利者からの買取り要望等への対応程度にとどめるものとする。
- ・事業完了路線があれば、優先度の高い路線より予算化し、事業を進めていく。

道路改良事業 実施事例

路線名 : 西成区第8304号線

道路幅員: $W=4.0\text{m}$ 【単断面】 \Rightarrow $W=12.0\text{m}$ 【歩道 3.0m +車道 6.0m +歩道 3.0m 】

道路延長: $L=60\text{m}$

事業目的: 事業区間は西側街区に比べ狭隘な道路となっており、東行き一方通行規制がかかっている。
車両交通の円滑化ならびに歩行者通行の安全を確保するため、道路を拡幅し、歩道を整備する。



事業実施前(平成11年頃)



整備完了後(平成23年)